

農の雇用ステップアップ支援事業補助金(新規就業者早期育成支援事業、未来を託す農場リーダー育成事業)の事務手続きについて

1. 交付申請提出

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

3. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出の必要はありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは:事業実施主体への支払いが完了した日。

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内
もしくは翌年度の4月20日のいずれか早い日)

※実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告書が提出され次第、速やかに支払いを行います。

必要に応じて概算払も可能です。

資料提出・
問い合わせ先

鳥取県農林水産部 農業振興監経営支援課 就農支援担当
住所:〒680-8570 鳥取市東町1-220
電話:(0857) - 26 - 7261
メール:keieishien@pref.tottori.lg.jp